

なお、調査報告書の詳細な内容につきましては、次の2021年7月15日付「当社監査等委員会による第120回定時株主総会における議決権及び運営に関する調査結果に関するお知らせ」をご参照ください。

<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20210715.pdf>

そこで当社は継続会開催の準備を進め、2021年9月29日に第120回定時株主総会継続会を開催したものの、2021年9月29日付「第120回定時株主総会継続会における定数を必要とする議案の結果について」にてご報告させていただきましたとおり、当該継続会におきましても、普通決議を行うのに必要な議決権定足数に足る株主様から議決権行使をしていただくことができず、議案の審議には至りませんでした。

引き続き、当社は株主総会の審議を成立させるべく、それまでの第120回定時株主総会及び継続会にて、議決権行使をしていただけていない株主様に対し、可能は範囲で議決権を行使していただけるようご連絡しつつ継続会の準備を進め、再び2022年2月20日に第120回定時株主総会継続会を開催いたしました。当該継続会におきましても普通決議を行うのに必要な議決権定足数に足る株主様からの議決権行使をしていただくことができず、議案の審議には至りませんでした。

当社といたしましては、

＝会社法296条1項の規定に遵い、2021年6月25日に第120回定時株主総会を招集し、計算書類及び、事業報告を終えたが、議案について定数不足により決議できなかったこと。

＝そこで当社は、議案について株主総会で正式な承認を受けるべきとの判断から、2021年9月29日、2022年2月20日と会社法317条に規定する2度の継続会を実施しましたが、この2度の継続会においても、定数不足で議案の審議を行うことができなかったこと。

といった、それまでの実情を真摯に受け止め、再度継続会実施することについて慎重に検討を進めましたが、会社法では株主総会の決議を終えることが総会終結要件にはなっていないことや、第121回定時株主総会の開催が間近に控えた時期に取締役選任決議を行っても実益がないことが明らかであることを勘案し、第120回定時株主総会（及び継続会）を終結とすることといたしました。

2. 今後の対応

当社は、来月（2022年6月）に第121回定時株主総会を開催いたします。

当該株主総会では、株主の皆様への議決権行使を促す為、6月下旬の株主総会の集中日を避けて6月中旬に実施すること及び、1定数以上の当社株式を保有する株主様に対しご連絡をとり、議決権行使に関するご質問等に直接応答すること、有効に議決権行使をしていただいた株主の皆様へ新たな優待*を実施することを通じて、普通決議を行うのに必要な議決権定足数に足る株主様からの議決権行使をしていただけるよう努めて参ります。*優待の内容につきましては、招集通知と共に通知をさせていただきます。

株主の皆様、投資家の皆様には大変ご心配をおかけして誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上